

第6回まちづくり市民会議グループワーク発表内容

発表グループ	大項目	小項目・その他発表時説目事項
A	条例があると逆に難しくなりそう	※まだ議論するのは早いのでは？
	会津若松市の理想を市民皆で考えてく契機になる	※現地をみるべきでは？（先進自治体視察）
B	議会に対してのチェック機能	
	まちづくり・ひとづくりの理想・ビジョンを掲げ共有できる	
	市民意識の変革	当事者意識を持つようになる
		若者の意識が高くなる
	何かのグループに入りやすい	
	行政との関わりが増えたり、相談することができるようになる	
	自治の主体の再確認ができる	
	⇨条例の必要性や何故最高規範性を持たせるのか分からない時点で、効果も何も分からない	
C	市民の自治意識の高揚等の効果があるか疑問	
	市民の市政参画の権利の保障	
	情報の共有化	
	円滑な市政運営	
	人口減少に歯止め	※条例を作る際に留意
	情報公開について自治体独自の線引きを可能に	
	個人・団体・議員への対応の公平感の確保	
D	メリットが明確化する⇨デメリットも出てくる	⇨デメリットも出てくる（「条例」なので縛られる部分が出てくる等）
	企画・提案が出てくる	
	目標ができる	
	地域の活性化	地域課題へ目を向けるようになる
		各地域の課題が見つかる⇒課題解決のために、地域をまとめるリーダーが必要⇒リーダー育成が必要
	市民意識の変化	意識づけが図られる
		制定に携わった人々の意識が変わる
	行政の変化	遊離しがちな行政をコントロールできる
		行政施策が自治基本条例を意識したものになる
	市民の共通認識の醸成	市民のまちづくりの理念が明確化され、共通認識を持てる
		市民の活力を結集できる
	まちづくりの指針を示すことができる	
	市民ができること（権利）を再認識できる	

発表 グループ	大項目	小項目・その他発表時説目事項
E	市民参加ができる	
	当事者の声が届く	
	市民の声が通りやすくなる	
	市民が自治を身近に感じることができる	
	行政に市民が参加しやすくなる	
	市民の自治意識の向上	
	会津若松市らしさが出てくる	
	市民としての理念をつくることができる	
	市独自の強みができる	
	助け合いの気持ちが醸成される	
	市民参加・協働が継続できる	
	市民同士の交流が活発になる	
	行政への関心が高まる	
	市民参加が保障される	